

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（101）

2018年8月15日

小田中聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

「戦争・死刑と国家。そして国家と人民」は今号で101回目になります。今月も2016年9月に起きた事象について解説いたします。その3回目です。

今号は「自衛隊の国民監視差止訴訟」についてまとめてお伝えします。

（1）①2016年9月16日、自衛隊情報保全隊による監視活動に対する損害賠償請求訴訟について、仙台高裁判決（監視された住民が国に対し損害賠償を請求した訴訟の判決。

2012年の仙台地裁判決は、5人に対し、一人当たり10万円の賠償を認める判決を行ったが、仙台高裁は、うち4人の請求を却けた）につき、防衛省は上告を断念することを明らかにした。その結果、上告期限の9月17日午前0時で仙台高裁判決が確定したのである（9月17日河北新報）。

②その上告断念の理由について、防衛省は「主張の一部について裁判所の理解は得られなかったが、内容を慎重に検討した結果、上告しないことにした」とするコメントを発表した。住民弁護団の小野寺義象事務局長は、「国が違法行為を認めたことになり、非常に画期的なことだ」と語った。

なお、住民側は、全員への賠償や監視の「差し止め請求」が認められなかったのを不服として、75人が9月15日に上告した。

③以上、河北新報に基づいて、「自衛隊の国民監視差止め訴訟」の概略を述べたが、その経過について同訴訟の原告団、弁護団、自衛隊の国民監視差止訴訟を支援するみやぎの会発行『権力の闇に憲法の光をあてた9年間』（同訴訟報告集）に依拠してやや詳しく述べてみたい。

④④本訴訟のきっかけとなったのは、2016年6月6日、日本共産党の志位委員長が、国会内の記者会見で、自衛隊情報保全隊による大規模な国民監視を詳細に記録した自衛隊の内部（文書）を独自に入手したとして、二つの文書とその内容を公表したことに始まる。

⑤その文書の一つめは、陸上自衛隊東北方面情報保全隊が作成した「情報資料について（通知）」と題す

る文書である。

二つめは、陸上自衛隊情報保全隊本部が作成した「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」と題する文書である。

前者の中味は、自衛隊イラク派兵反対運動に限らず、医療費負担増、年金改悪、消費税増税に反対する運動や、「国民春闘」についても詳細に記録した文書である。後者の中味は、2003年11月から2004年2月までのうち、6週間分と2003年11月から2004年2月までのうちの6週間分と2003年2月分、2004年1月分の「総括」を含むもので、全国の反対運動をまとめたものであり、情報保全隊が自衛隊イラク派兵に反対する運動を監視するため特別な体制をとっていたことが窺い知れる文書である。

④いずれの文書も2004年からの自衛隊のイラク派遣の前後に行われた調査活動を記録している。

⑤この訴訟に原告として参加した人は、2007年10月5日第一陣提訴として4人（いずれも宮城県）、12月17日第二陣が22人（宮城県のみ）、同年10月15日第三陣が29人（いずれも宮城県）、2009年2月23日第四陣31人（うち宮城県24人、山形県5人、秋田県1人、福島県1人）、同年4月27日第五陣が18人（宮城県10人、秋田県5人、青森県

2人、岩手県1人）、同年7月2日（最終）が3人（秋田県2人、宮城県1人）である。

⑥第一審は仙台地裁で行われ、口頭弁論が22回。判決は2012年3月26日（第22回口頭弁論・判決）。原告5人の人格権侵害を認定し、損害賠償請求を認め（合計30万円）、監視差止めは却下した。

⑦第二審は仙台高裁で行われた。控訴人は94人。国も控訴。15回の口頭弁論を行い、第15回に第二審判決。原告一人にのみプライバシー侵害を認定、監視差止めは却下。

⑧これに対し、2016年2月16日、国は上告を断念。原告一人の勝訴が確定。2016年2月15日、原告75人が上告申立、上告受理申立て、2016年4月8日最高裁へ上告理由書を提出。2016年10月26日、最高裁は上告棄却・上告不受理決定。という経過を辿った。

⑨本訴訟の支援活動は、2008年6月6日、「支援するみやぎの会」が結成された。2017年3月4日、原告団解散に伴い「支援する会」も解散となる。

⑩この訴訟に関わった主な人の名前を列挙する（資料は前掲『権力の闇』から）。

①原告の数は、最終的に東北6県すべてから107名。②主だった原告は、後藤東陽（原告団長）、安孫子麟

(原告副団長)、山形孝夫(原告副団長)、紙智子(原告団事務局長)、原告・小澤和悦・風間幸蔵・佐藤恵子・松井美子・山内梅良・渡部雅子・相原君雄・荒川節子・安藤真一・石田功・宇塚恵子・大宮慶作・今野喜代子・榊原征・佐々木ゆきえ・渋谷靖子・鈴木諄・鈴木光子・高橋辰雄・坪井顕雄・富樫昌良・西澤晴代の以上の各氏である。㊦裁判長・第一審：畑中芳子→畑一郎。第二審：古久保正人。上告審：鬼丸かおる。㊧自衛隊の国民監視差止訴訟を支援するみやぎの会：伊藤博義

(代表)・小田中聰樹(前代表)・中嶋簾(事務局長)・高村直也(事務局長代行)

およそ以上である。

㊨では、訴訟に関わった人の胸の内は如何。前掲『権力の闇に…』には、原告、弁護団、「支援するみやぎの会」の方々の「最高裁意見陳述書」や感想が寄せられており、いずれもその「胸の内」を率直に吐露しており、感動的である。限られた紙数なので、その中から代表的なものと私が考えるもののみを本稿に紹介する。

(今、改めて思うこと)

原告団副団長 安孫子麟

2007年10月から2016年10月までの9年間の裁判をふり返って、あらためて弁護団の先生方のご努力と全国から寄せられたご支援に対して、御礼を申し上げます。

さらに2004年からの自衛隊イラク派遣阻止の裁判にひき続き、この自衛隊国民監視差止訴訟を提起された第1陣原告4名の方に敬意を表したい。この方々の提訴がなかったら。私の第2陣提訴参加はなかっただろう。そして第6陣(2009年3月提訴)まで総計107名の原告団が形成されることもなかったと思う。全国唯一の意義ある裁判を行えたのは、この4名の方々のお陰である。

提訴の本旨は自衛隊の監視活動を止めさせることだが、それ以上に、自衛隊の監視活動の意図や実態を広く知って貰うことに大きな意義があったと思っている。裁判の結果、自衛隊の監視活動は本質的に人権を侵害するものであることが明らかになり、従って特に被害の大きかった原告に損害賠償金が支払われたものといえよう。裁判は終わったが、これからも私たちは、自衛隊の監視活動はあくまでも違法なのだ、ということを広く訴え続けていくべきではないだろうか。

私たちが「してきたこと」と「しなかったこと」とが、いまの社会(自衛隊)を作ってきた。そして、これから私たちが「していくこと」と「しないでしまうこと」とが、これからの日本社会(自衛隊)の在り方を決めていくのだと思う。私たちは何をなすべきなのか。

(民主主義のレッスン)

原告団副団長 山形孝夫

最高裁における上告棄却をどのように受け止めるべきなのでしょう。これを、民主主義のレッスンとして受け止めるなら、門前払いと見るよりも、むしろ第二審の仙台高裁判決の動かぬ確定として受け止める方向に私の判断は向いています。

思えば、2012年3月の仙台地裁判決、および2016年2月の仙台高裁判決は、まことに画期的でした。それは、自衛隊による国民監視行為の違憲性を国家権力による国民のプライバシー権の侵害として明確に断罪した判決であったからです。しかも、その証拠に国家権力はこの敗訴判決の上告を断念したではないですか。私たちの訴えが国家権力の暴走にストップをかけたのです。敬愛する憲法学者にこのことを尋ねたら、6対4くらいの勝利だと言われ、自信がつけました。

民主主義のレッスンとはこのようなプロセスを学ぶことなのだと実感しました。法は変えることができるが、主権者である人民の同意がなければ、最高権力者といえどもどうすることもできない。

これからは逆に、弁護団のご指導のもと、私たちが南スーダンにおける自衛隊の駆けつけ警護の違法性を注意深く監視する番なのです。私たちは、今、アメリカを沸騰させているトランプ政権誕生や我が国の安倍一強政治の行きづまりの状況の中で、10歳の男の子の哲学に刮目させられています。彼はこういう。「僕の最大の長所は、ひとりでは何もできないこと、そのことを知っていること」と。そうです。一人ではできないことが、政治を動かしているのです。私たちは力を合わせて頑張るほかないのです。これが、民主主義のレッスンなのでしょう。

私たちを支えてくれた、弁護団および支援者の方々に心から感謝を贈らせて頂きます。

(高裁で唯一勝訴した私——歴史に価値を刻んだ)

原告 苫米地サトロ

知人1人に会う確率5%くらいの仙台市街のアーケードと違い、知人5人に会う確率100%の地元のショッピングセンターで署名集めに立つことには相当の勇気が必要でしたが、もうそんなことを言っていられないと行動した気持ちは、皆さんと同じです。

2004年3月の自衛隊イラク派兵予定日が刻々と近づいていたあの冬。みやぎ生協やダイシンやダイソーやツルハや未来屋書店やまるまつやメガネの相沢等11店舗が広い駐車場をコの字型に囲む回廊のひさしの下。亘理郡随一の人出のショッピングセンター。署名用紙を持つのは友人のRで、僕はギターで歌って人集めのパフォーマンス。「僕を見てください。聴いてチョーダイ」と歌っていたのだから、「見られたから、調べられたから、裁判に訴える」なんて「かっこ悪い」ことはしたくないと、原告になることをしばらく拒んでいたのですが、弁護士さんたちの熱き想いに心が動き、共闘したいと思い直して原告になりました。

2004年3月は友人のミュージシャンSら3人が、立川自衛隊官舎ビラ入れで逮捕、75日間勾留され(3人は日本初の「良心の囚人」にアムネスティから認定された)、裁判では一審無罪、二審有罪という不当な扱いを受けていました。それも、「仕返し」したい気持ちに満ちていましたので、部分的とはいえこちらの勝訴はうれしかったです。でも二審の後退判決は悔しかった。

それでも本当に、弁護団、原告団、支援の会のみんなのがんばりが、ちいさい一歩と、大げさでなく。この人類の歴史に、価値を刻んでいるのだなあと、その瞬間に立ち会っているのだなあと、生きている充実感を味あわせていただきました。

月1回位、弁護士事務所や裁判所に行ったので、青葉通りを毎回歩き、帰りはいつもおでん屋台に寄り、常連のひとりとして認められ、「青葉通り」という歌もできました。

(その店はもうありません。)

関係する皆さんにたくさんお世話になりました。本当にありがとうございました。僕はもっとがんばるべきでした。ごめんなさい。

今は毎朝、「南スーダンで何も起こっていませんように」と祈りながら、新聞受けの扉を開けています。

(9年におよぶ自衛隊の国民監視差止訴訟をたたかって)

原告 相原君雄

国権の最高機関である最高裁は、2016年10月26日私たち原告75名に対して上告棄却・不受理の不当決定を出しました。理由は、憲法判断を審理する最高裁の規定に該当しないという門前払いの決定でした。国に逆らう判決は出せないということなのでしょう。権力に媚びる裁判所に強い憤りを禁じ得ません。思えば9年間のたたかいを振り返ると、よくここまでこれたなという思いがあります。ここまでこれたのは、いろいろな要因がありますが、困難なたたかいを原告弁護団の団結の力と奮闘があったからだと思います。それは一審での107名の原告と135名の原告代理人弁護士の数にも表れています。最初の仙台地裁判決は5名の原告に対して人権侵害があったとして慰謝料の支払いを命じました。仙台高裁判決は、原告1名に対してプライバシー侵害の違法性を認めました。たとえ1名とはいえ勝利判決が確定したことは貴重な成果だと思います。特に、仙台高裁でのたたかいは圧巻でした。元情報保全隊の鈴木健隊長を法廷に引きずり出し、14回におよぶ審理になかでこれまで秘密のベールに覆われていた「影の軍隊」「現代の憲兵」と呼ばれていた情報保全隊の正体を司法の場で白日のもとにさらけ出した功績は大きいと思います。たたかいはこれからも続きます。私たちがたたかった裁判闘争は、いま安倍政権による南スーダンPKO派遣に対して全国各地で起こっている反対運動を大いに励ますことにつながっていると思います。最後に原告団の一員としてたたかったことを誇りに思います。弁護団や仲間みなさん、ありがとうございました。

(原告の思いをわが思いとし)

原告団 事務局長 堤智子

この訴訟が始まった時私は国民救援会宮城県本部の事務局長として、国民救援会こそ率先して取り組まなければならないと決意、自らも原告となり、原告団の組織をしました。その後国民救援会中央本部はこのたたかいを最重要課題と位置づけ物心両面に亘る全国的な支援を寄せてくださいました。ここに感謝申し上げます。

私は自身の労働裁判の経験から、日本の司法の本質や原告・弁護団・支援団体の三者の団結の大事さ、中でも原告の果たすべき役割について学びました。その意味で各方面のご尽力により東北6県から107名の原告団が組織されたこ

とは大きな土台となりました。

しかし当初の原告団は、支援する会の活動が先行したこともあり、弁護団と支援する会におんぶにだっこの状態でした。大法廷も空席の多い時もあり「本当に勝つ気があるんですか」と弁護団からハツパをかけられた時もありました。

私が原告団事務局長を引き受けたのは、口頭弁論が14回を重ね、国が監視の事実を認めないまま反論にでた頃。原告団ニュース（2010. 4.24 発行）では、国の姑息なこの態度を厳しく告発しています。

私はまず原告全員の意見陳述書を読み、原告の生き様と意思を受け止め、ニュースを通して原告の意思を共有させ、裁判の内容と運動の広がりを知らせ、取り組むべき課題を提起し続け38号まで発行しました。原告団世話人6人の方々にも役割を果たして頂きました。

原告団としては、自衛隊の存在について、違憲、合憲との見方・立場の違いを超えて、「国民監視は憲法違反であり違法行為である」との一致点を大切にし、自衛隊員、家族も含め世論に広く訴えていくということです。

また東日本大震災後は、「自衛隊員に助けてもらい感謝している。この隊員たちに武器を持たせて海外へ送ったり、違憲・違法な国民監視などしてもらいたくない」との被災した原告と県民の声を大切にし、訴えたことです。

集中した取り組みとしては、一審の最終盤でほぼ全員からの陳述書を提出できたこと、一審判決に励まされ二審に向け94名の控訴人の組織、最高裁に向け75人の組織、院内集会という新たな取り組みなど。原告団はその都度鍛えられ、成長させられ、「原告団に加わり共にたたかって良かった。誇らしい」と実感を込めて語られるようになりました。

国の武装集団を相手に勇気を奮い、多くのお金と時間とエネルギーを費やした命がけの訴訟。必ずや今後活かされると確信します。

「支援する会」に関わって

自衛隊の国民監視差止訴訟を支援するみやぎの会 代表 伊藤博義

「自衛隊の国民監視差止訴訟を支援するみやぎの会」（以下「支援する会」と略す）は、2008年6月6日に結成された。「支援する会」の代表は、東北大学名誉教授の小田中聰樹さんであった。その後、小田中さんが体調を崩されたので、共同呼びかけ人の一人だった私が代わり、当初「代表代行」と名乗ったが、いつの間にか「代表」となった。小田中さんは、強大な権力を相手にする大型訴訟であることから、それを支える「支援する会」が必要だと考えられた

のであろう。「支援する会」の事務局長は中嶋廉さんであったが、2015年10月の宮城県議選挙で当選されたので、後任には暫く原告団事務局長の堤智子さんが兼務され、いまは高村直也さんが担当されている。

「支援する会」の主な広報活動は、①毎回の法廷を満席にすること、②署名・カンパを出来るだけ多く集めることだったが、原告団・弁護団とも100名を超えていたので、それらの取組は「支援する会」だけでなく、定期的に山田忠行法律事務所で開催される「原告団・弁護団・支援する会の三者懇談会」の協議を通じて行われた。

一審段階では、賛同団体数は1026、個人団体数は1万5千筆を超え、二審段階では、賛同団体数946、個人署名は2万5千筆を超えた。最高裁段階では弁論を開かず上告棄却決定という短期間だったので、2877筆の署名を持参した2回の要請行動で終わった。賛同団体の取組として特筆すべきは日本国民救援会県本部の活動であったが、これは堤さんの役割が大きかった。国民救援会は、「しんぶん赤旗」と同様、訴訟経過を機関紙の「救援新聞」で毎回のように取り上げてくれた。

防衛大臣宛ての要請文を持参して防衛省を訪れた際には、訴訟当事者である原告・弁護団よりも、第三者的な立場の「支援する会」を前面に出した方がいいというので、当日は初めて「主役」のように振る舞ったのである。

⑫2017年11月4日、原告団及び「支援する会」は記者会見し、「声明」を発表した、その「声明」を紹介する。

声 明

自衛隊の国民監視差止訴訟は2016年10月26日、最高裁の上告棄却決定を受け、突然終結を迎えることになりました。

2007年6月6日、陸上自衛隊東北方面隊情報保全隊の内部文書が公表され、自衛隊が全国民を対象に監視していることが社会に大きな衝撃を与えました。

当時、仙台では「自衛隊のイラク派兵違憲訴訟」の控訴審がたたかわれており、イラク派兵違憲訴訟の原告・弁護団4人が新たに自衛隊の国民監視差止訴訟を提訴、第6陣まで東北6県107名の原告が国を相手に監視差し止めと損害賠償を求める訴訟を始めたのでした。

訴訟の経過は一審判決（2012年3月26日）で原告5人の人格権侵害が認定され、損害賠償が認められ、控訴審判決（2016年2月2日）では原告1人の

みプライバシー侵害賠償が認められ、確定しました。さらに最高裁に上告し国民監視の違憲判断と監視の差し止めを求めるも、門前払いの棄却決定となりました。

私たちが最強の武装集団・自衛隊相手の訴訟にあえて挑んだのは、憲法に保障された正当な市民活動が、「反自衛隊活動」として継続的・系統的に監視され、情報が保存、共有され、運用されていることに対する恐怖と怒りでした。何よりも、戦前・戦中を体験した原告の「戦前の監視社会に逆戻りさせてはならない」との強い思いが、原告共通の思いになり、監視は戦争への道、憲法のもと、自由に平和に生きる権利を認めさせようと最後まで強く押し出してたたかいました。

思えば原告団は、訴訟などに全く縁のなかった人や、勧められて名前を連ねた人など、当初はさまざまでした。しかし毎回の裁判に参加し、被告・国の不当な訴訟態度に怒り、手弁当による弁護団の献身的な弁護活動に感動し、学者やジャーナリストなど多くの方々から学ぶなかで、この訴訟の持つ重大な意義について認識を深めていくことができました。訴訟の途上で自衛隊の新たな内部資料が寄せられた時などは、たたかえばこそと確信を深めることができました。そして情報保全隊という闇の組織を法廷の場に立たせ、監視の事実を裁判所に認めさせ、原告一人について損害賠償支払いの判決を確定させ、賠償金を国に支払わせるという画期的な成果を上げることができました。

原告団は最後まで団結を大事にしてたたかってきました。その結果「1人でも勝ち勝ち」と、全員で喜びあうことができ、原告団一同このたたかいに参加できた誇りでいっぱいです。今はただ、たたかいの途上で亡くなった方々と喜びを共にできないことが心残りです。

9年間私たちを支え、励まし、育てて下さった弁護団、「支援する会」、全国から支援を寄せて下さったすべての皆様、本当に有難うございました。

私たちは、平和憲法を守る新たなたたかいへの参加を表明しつつ、本日をもって原告団の解散をここに宣します。

2017年3月4日

自衛隊の国民監視差止訴訟
原告団長 後藤 東陽
原告団一同

(自衛隊の国民監視差止訴訟を支援するみやぎの会 解散声明)

自衛隊の国民監視差止訴訟が2007年10月5日に提訴されて以来、私たち自衛隊の国民監視差止訴訟を支援するみやぎの会(以下、支援するみやぎの会)は、現行の平和憲法を守り、平和な日本を次の世代に手渡すことをめざし、この訴訟の原審原告および弁護団の皆さまの活動を支援する立場で尽力してまいりました。このほど2016年10月26日の最高裁決定を受け、この訴訟は終結の時を迎えました。

訴訟全体を振り返ると、一審、二審とも勝利し、三審で最高裁は審理と憲法判断を避け、“逃げ”の姿勢をとりました。国を相手に勝利し、国民世論で圧倒し、見事なたたかいを歴史に刻んだ、画期的な取り組みであったと言えます。

このたたかいを通じて、今後に生きるたくさんの方々の成果をあげることができました。一審では、「監視は違法」という勝利判決をかちとり、国家の不法行為を裁判所に断罪させ、内部文書を自衛隊が作成したものと断定させることができました。二審においても、勝訴するとともに、「闇の部隊」である元情報保全隊長の証人尋問を実現し、国民の前にその実態を明らかにするとともに、春闘や年金改悪反対などの自衛隊の活動とは直接関係のない運動に対する監視は認められないとする判断を勝ち取ることができました。

一方、自衛隊情報保全隊による様々な市民・国民に対する監視そのものは、終わったわけではありません。控訴審判決後に、支援するみやぎの会が行った防衛省に対する要請では、防衛省側として、控訴審判決の内容すら受け入れない、認めないとする、驚くべき不誠実な対応に終始しました。また、一審、二審の判決は、不当な内容を含むものです。今後も国民監視が継続され、最終的には市民・国民の運動が「無力化」の対象となることが懸念されます。

支援するみやぎの会は、自衛隊の国民監視活動を許さない一致点で、幅広い共同を広げ、その役割を果たしてきましたが、訴訟が最高裁段階を終えたことを受けて、解散となります。しかし、ここに結集してきたそれぞれの団体および個人は、これからも、それぞれ多様な形で、違憲・違法な国民監視をゆるさないと声をあげ続けていくこととなります。9年間の長きにわたり、運動に関わってこられた原告団、弁護団の皆さまに、心から敬意と御礼を申し上げます。

2017年3月4日

自衛隊の国民監視差止訴訟を支援するみやぎの会一同

⑬最後に、自衛隊監視訴訟と私(小田中)との関わり方と、若干の感想を記すこととする。

①私は、2008年6月6日結成された「支援するみやぎの会」の結成に積極的に携わった。しかし、その後、私の体調不良と妻の病気のため、支援活動の第一線から退くことになった。本当に原告の方々、弁護団の方々、「支援する会」の方々に対し申し訳なく思う気持ちで一杯である。

それと同時に、本訴訟が素晴らしい成果を上げたことに対し、原告、弁護団、「支援する会」の方々に敬意を表するものである。

②このことを前提として、若干の感想を記してみたい。

第一に、本訴訟は、国内で最強の権力集団「自衛隊」の闇の活動の実態とその「違憲性」について、素手の市民=人民が平和憲法を武器として闘い、素晴らしい成果を上げたことは、日本の戦後民主主義の成熟度を示しており、歴史的成果であると考ええる。

第二に、この成果を生んだ力が、原告、弁護団、支援する会の緊密な連帯=団結の所産であることである。

第三に、「戦争法」の実施過程の進行に対し、本訴訟が一定のブレーキ

となっていることである。

第四に、今回の本訴訟の勝利が、戦後日本の軍事法制のアキレス腱、つまり軍事法廷欠如を見事に衝いた結果であることである。その意味で、改憲勢力や軍事権力は早晩「軍事法廷」の設置を目指そうとするであろうことに対する反撃が用意されなければならないことである。

第五に、にも拘らず、自衛隊の「闇の部隊」の国民監視活動、情報収集活動は依然として行われるであろうことである。その意味で、自衛隊に対する継続的な「監視・批判活動」が不可欠であることである。

第六に、「本訴訟」がイラク訴訟に端を発していること(前掲『権力の闇に…』17P参照)からも明らかのように、「戦争法」成立により自衛隊の海外派遣の危険は増大し、これに伴い核戦争の危険も高まっており、自衛隊の活動も一般市民=人民の統制・弾圧に向かうであろう。

その意味で、本訴訟の意義を事実と憲法理論とに即して後世に伝える作業が重要であり、本訴訟は先例としての重大な意義をもっていると考ええる。

(以下次号)